

Syllabus

| | | | | |
|-----------------------|--|------|---------------------|------------|
| 開講年度 | 開講学部等 | | | 日英区分:日本語 |
| 2023 | 共通教育 | | | |
| 開講学期 | 曜日時限 | 授業区分 | AL(アクティブ・ラーニング)ポイント | YFL育成プログラム |
| 前期集中 | 集中 | 講義 | 6.0 | |
| 時間割番号 | 科目名[英文名] | | | 単位数 |
| 1001220017 | 知財展開科目B1(種苗法)[Intellectual Property Development Subject B 1] | | | 1 |
| 担当教員(責任)[ローマ字表記] | | | | |
| 陳内 秀樹[JINNAI Hideki] | | | | |
| 担当教員[ローマ字表記] | | | | |
| 陳内 秀樹 [JINNAI Hideki] | | | | |
| 区分 | | 対象学生 | 全学生 | 対象年次 |

持続可能な開発目標 (SDGs)



※この科目は、学部生向けに開講しています。
同時に山梨大学知的財産教育プログラム(履修証明プログラム)として提供される科目(1単位15時間以上)です。
履修証明プログラムにおいても科目の修得基準は60点以上です。
また、本科目では教員、学生間が双方向で議論する授業を行います。開講日時は決定次第、担当教員よりお知らせいたします。
※二日間の集中講義<7/1.2オンライン開講を予定>

開設科目名(英訳)

Plant Variety Protection and Seed Act.

使用言語

日本語

概要

新品種を登録品種として保護し登録品種を適性に流通させることで、農林水産業の発展を支えている知的財産権法のひとつである種苗法について学びます。また、国際的な品種保護の枠組みであるUPOV条約や、生物多様性条約に基づくABSについても扱い、植物を中心とした生物資源の研究開発とその活用を支えるための法的、国際的な知識についても俯瞰します。

一般目標

1. 種苗法の定める植物新品種保護制度及び指定種苗制度を理解する。
2. 種苗法の意義とその趣旨を理解する。
3. 種苗法について事例や演習を取扱いながら、グローバルな視野に基づく実践的な能力の育成を目指す。
4. 生物資源に関する知的財産制度の全般について、条約を含め理解する。

授業の到達目標

| | |
|----------|---|
| 知識・理解の観点 | <ul style="list-style-type: none"> ・植物新品種保護制度の観点から知的財産を把握する。 ・知的財産の権利の発生から消滅までについて植物新品種保護制度の観点から説明できる。 ・特許制度との比較の観点から植物新品種保護制度について理解できる。 ・改正種苗法と旧法の違いについて、その要点を説明できる。 |
| 思考・判断の観点 | <ul style="list-style-type: none"> ・植物新品種保護制度について、事例と法律を照らし適切に思考し妥当な判断をすることができる。 ・品種登録要件を満たすか否かが判断できる。 ・育成者権の権利範囲の判断ができる。 |
| 関心・意欲の観点 | <ul style="list-style-type: none"> ・植物新品種保護制度に関心をもつことができる。 ・植物新品種の権利化および実務上の管理に関心を持つことができる。 |
| 態度の観点 | <ul style="list-style-type: none"> ・ディスカッションに際して、他者の意見を踏まえ築論しようとする。 |
| 技能・表現の観点 | <ul style="list-style-type: none"> ・新品種の権利化および管理について、入門レベルの処理ができる。 |

授業計画

[全体]

| | | | | | | | | | | |
|-----|--|---|---------------------|--|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|------|------|
| 第6回 | 植物新品種保護制度 権利侵害 | 水際制度【関税法69条2, 11, 同109条】についてもここで扱う。 雑則についてもここで触れる。【50～57条】 なお、それぞれ関係する判例を元に理解を深める。 | 小レポート及びワークシートに記入し提出 | | [少](授業時間の15%未満) | [中](授業時間の15%～50%) | [少](授業時間の15%未満) | [少](授業時間の15%未満) | ---- | 【あり】 |
| 第7回 | 植物新品種保護制度を補完するもの 指定種苗制度と条約及び生物多様性条約 | 品種流通の適性化のための指定種苗制度【58～66条】と、植物新品種保護に関する条約(UPOV条約)、海外の植物新品種保護制度(米国植物特許等)、生物多様性条約(ABS、PIC、MAT)について理解する。 | 小レポート及びワークシートに記入し提出 | | [少](授業時間の15%未満) | [中](授業時間の15%～50%) | [少](授業時間の15%未満) | [少](授業時間の15%未満) | ---- | 【あり】 |
| 第8回 | 振り返りと試験 | 本講義内容を振り返り要点を整理する。 本講義内容を元に、試験を行う。(試験は資料の持ち込み可) | レポート及びワークシートに記入し提出 | | [少](授業時間の15%未満) | [少](授業時間の15%未満) | [少](授業時間の15%未満) | [少](授業時間の15%未満) | 【あり】 | 【あり】 |

6.0ポイント

成績評価法

【全体】

試験と小レポートを中心に総合的に評価します。

【観点別】

| | 知識・理解 | 思考・判断 | 関心・意欲 | 態度 | 技能・表現 | その他 | 評価割合(%) | JABEE収集資料 |
|------------------------------|-------|-------|-------|-----|-------|-----|---------|-----------|
| 定期試験(中間・期末試験) | | | --- | --- | --- | --- | 30% | --- |
| 小テスト・授業内レポート | | | --- | --- | --- | --- | 40% | --- |
| 宿題・授業外レポート | --- | --- | | --- | --- | --- | 25% | --- |
| 授業態度・授業への参加度 | --- | --- | | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受講者の発表(プレゼン)・授業内での制作作品 演習 | --- | --- | --- | --- | --- | --- | 5% | --- |
| 出席 | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| その他 | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |

ルーブリック等の評価基準

| | ファイル名 | 備考 |
|--------------|--|----|
| ルーブリック等の評価基準 | 設定されていません。 設定されていません。 設定されていません。 | |

(注)ルーブリックとは、評価水準である「尺度」と、尺度を満たした場合の「特徴の記述」で構成される評価指標のことを言います。

教科書にかかわる情報

備考

授業で用いるスライド資料を配布します。

参考書にかかわる情報

| 参考書 | 書名 | 逐条解説種苗法 | ISBN | 978-4-324-11158-1 | |
|-----|-----|--------------------|------|-------------------|-----|
| | 著者名 | 農林水産省輸出・国際局知的財産課編著 | 出版社 | ぎょうせい | 出版年 |

備考

メッセージ

日本の品種の海外への流出は度々ニュースになっています。品種が持ち出され日本の農産物輸出を妨げる状況になっているというものです。技術でいかに優れても、知的財産制度を知り保護できなければ、折角、新品種を生み出しても活かすことができません。また、いわゆるバイオパイラシー行為を防ぐ遺伝資源の取扱の枠組み(ABS)も、教養としてぜひ身に付けていただきたい知識です。

法律科目ではありますが法的な知識の修得のみならず、事例や判例を元に思考しディスカッションする過程を通じて、知的財産制度を戦略的に活用できる資質を身に付ける科目です。

キーワード

種苗法, 新品種, 生物多様性条約(ABS), UPOV条約, 農学, 育種

持続可能な開発目標(SDGs)

(教育)すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

(経済成長と雇用)包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。

(インフラ、産業化、イノベーション)強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

(持続可能な生産と消費)持続可能な生産消費形態を確保する。

■ 関連科目

「科学技術と社会～知財入門～」, 「知財展開科目 農業と知的財産」, 「知財展開科目 知財情報の分析と活用」

■ 連絡先

電話 : 0836-85-9973(直通)

メール : h-jinnai@yamaguchi-u.ac.jp

■ オフィスアワー

宇部の常盤キャンパス内にある知的財産センターで業務を行っています

業務の都合で吉田キャンパスに出かけることもあります

メールでご連絡いただくことが確実です。